受付印

5

市町村民税 給与支払報告 / 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

滋賀県蒲生郡日野町長 様

年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地（住所） 〒

名称（氏名）

個人番号又は法人番号

担当者

課・係

氏名

電話番号 － －

4年度 特別徴収指定番号 0 8

宛名番号

5年度 特別徴収指定番号 0 8

宛名番号

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、残税額をまとめて徴収してください。

給与所得者

フリガナ

氏名

新姓

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

個人番号

住所 1月1日現在

異動後

(ア) 特別徴収税額（年税額） 円

(イ) 徴収済税額 月分から 月分まで 円

(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) 月分から 月分まで 円

例）11月10日納期限分の場合→10月分

異動年月日 年 月 日

異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払小額 b. 支払不定期 c. 上記以外（ ）

異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収（本人が納付）

1月1日以降退職時までの給与支払額 円

控除社会保険料額 円

※事業主及び従業員のみの希望による普通徴収への切替はできません。

1 特別徴収継続の場合（給与所得者が新しい給与支払者（特別徴収義務者）において「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）

所在地（住所） 〒

名称（氏名）

特別徴収指定番号 0 8

担当者 氏名

電話

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合はご確認の上記入してください。

左記特別徴収義務者へは、月割額＿＿＿＿円を＿＿月分（翌月10日納期限）から徴収するよう連絡済です。

受給者番号

納入書 要 ・ 不要

2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

理由
1 異動の日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動の日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額合計（上記(ウ)と同額） 円

左記の一括徴収した税額は＿＿＿＿月分（翌月10日納期限）で納入します。

3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（1・2に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

理由
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄			点検
	4年度	月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	
	5年度	月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	

記載注意

1 この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市区町村へ提出してください。
2 この用紙を2部複写し、2部とも提出してください。
3 太線 □ で囲んでいる部分についてのみ記載してください。
4 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。
5 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。
一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載し、一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んで下さい。
6 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは当町へお問い合わせください。

A	B	C	D	E	F